

令和5年度 第5回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和6年3月13日

と ころ：KKRニュー芙蓉

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告
- (2) 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告
- (3) 令和6年度最低賃金改正等の推進について
- (4) 特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明状況について
- (5) 山梨県労働組合総連合からの要請について
- (6) その他

3 閉 会

第5回山梨地方最低賃金審議会 配席表

日時: 令和6年3月13日(水)

午後2時30分～

場所: ニュー芙蓉 2階広間

石垣委員
岡松委員
反田委員
今井委員
門野委員

公益委員

岡本委員
小林委員
櫻井委員
白倉委員
田草川委員

労側委員

長谷川委員
早川委員
丸茂委員
山岸委員
依田委員

使側委員

事務局

室長補佐
労働基準部長
労働局長
賃金室長

出入口

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第5回本審議会)

令和6年3月13日

令和5年度 第5回本審議会 (R6.3.13)

配付資料目次

1	山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書(写)	1
2	山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書(写)	5
3	令和6年度最低賃金改正等の推進について(案)	9
4	山梨県電気機械器具等製造業等における特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明(2024年2月29日付け)写し	13
5	「山梨県自動車・同附属品製造業」における特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明(2024年2月29日付け)写し	15
6	山梨県地域別及び特定(産業別)最低賃金額等の推移	17
7	令和5年度山梨地方最低賃金審議会関係開催状況	19
8	令和5年度地域別最低賃金の改定状況(全国)	21
9	電気機械器具等製造業最低賃金改定状況(令和5年度)	23
10	輸送用機械器具等製造業最低賃金改定状況(令和5年度)	25
11	最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める要請(2024年3月8日付け)写し	27



令和5年10月17日

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 今井 幸一

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託され
た山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達
したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

石垣 千秋 今井 幸一 門野 圭司

労働者代表委員

数野 博 小林 賢 三輪 茂樹

使用者代表委員

加藤 修央 佐々木 啓二 山岸 正宜

別 紙

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 997円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
専門 部 会	1	5年10月3日	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出 2 審議日程について 3 特定最低賃金の状況等について 4 基本的見解の発表
	2	5年10月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正（金額）審議
	3	5年10月17日	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正（金額）審議 2 結審（全会一致） 3 専門部会報告（案）の審議及び同報告の決定 4 答申
本 審	4	5年8月23日	○ 改正決定に係る諮問受理



令和5年10月11日

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
部会長 門野 圭司

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定
に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

今井 幸一 岡松 恵 門野 圭司

労働者代表委員

雨宮 健男 飯沼 大 櫻井 澄人

使用者代表委員

川島 英一 松下 清人 依田 訓彦

別 紙

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 971円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
専門部会	1	5年10月3日	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出 2 審議日程について 3 特定最低賃金の状況等について 4 基本的見解の発表
	2	5年10月11日	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正（金額）審議 2 結審（全会一致） 3 専門部会報告（案）の審議及び同報告の決定 4 答申
本審	4	5年8月23日	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正決定に係る諮問受理

令和6年度 最低賃金改正等の推進について（案）

令和6年3月13日
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

第1 審議会の審議運営等について

1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。

- (1) 専門部会
- (2) 特定最低賃金検討委員会
- (3) 運営小委員会

2 各機関の役割等は、次のとおりとする。

(1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）

ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。

イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。

(2) 専門部会

ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。

イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）、関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に係る代表をもって充てる。

ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。

なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。

第1回－辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握

第2回－改正等に関する賃金状況等の審議

第3回－改正額に関する審議

予備日－改正額に関する審議

エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。

オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下「中

賃審」という。) 答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会（以下「特定最賃検討委員会」という。）

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に係る委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

- (1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態（本年6月分）
- (2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性（生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較）に関する資料及び消費者物価指数の推移
- (3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態
- (4) 新規学卒者の初任給の状況
- (5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況
- (6) その他必要な資料

第2 最低賃金改正の審議時期等について

1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。

3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。

4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。

第3 議事録及び審議資料の公開について

本審議会の議事録及び会議の資料については、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」に基づき、会議の一部又は全部を非公開としたものを除き、山梨労働局のホームページにおいて公開する。

なお、非公開としたものについても、議事要旨を山梨労働局のホームページにおいて公開するものとする。

2024年2月29日

山梨労働局

局長 高西 盛登 様

電機連合 会

議長

山梨県電気機械器具等製造業等における
特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明

2023年度における特定（産業別）最低賃金の改正については、格別のご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、2024年度につきましても、下記のとおり山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における特定最低賃金の改正についての申し出を行いたく、その意向を表明するものであります。

記

1. 申し出者 電機連合山梨地方協議会 議長 [REDACTED]
2. 件名 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
3. 申し出の理由 (1) 適正な法定最低賃金を決定することによる未組織労働者を含む産業全体の賃金・労働条件の改善
(2) 公正競争の確保による産業の健全な発展
(3) 県内における主要産業の一つとしての社会的な責任の遂行
4. 申し出の時期 2024年7月末日まで



以上

2024年2月29日

山梨労働局
局長 高西 盛登 様

基幹労連山梨県センター

委員長

自動車総連山梨地方協議会

議長

電機連合山梨地方協議会

議長

JAM甲信山梨県連絡会

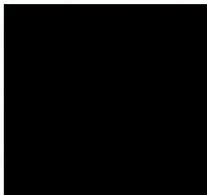
会長

「山梨県自動車・同附属品製造業」における
特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明

2023年度における特定最低賃金の改正については、格別のご配慮をいただき誠にありがとうございました。

さて、2024年度につきましても、下記のとおり山梨県自動車・同附属品製造業における特定最低賃金の改正についての申し出を行ないたく、その意向を表明するものであります。

記

- | | | | |
|-----------|---|-----------------------|---|
| 1. 申し出者 | 基幹労連山梨県センター
自動車総連山梨地方協議会
電機連合山梨地方協議会
JAM甲信山梨県連絡会 | 委員長
議長
議長
会長 |  |
| 2. 件名 | 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金 | | |
| 3. 申し出の理由 | 適正な法定最低賃金を設定することによる未組織労働者を含む産業全体の賃金、労働条件の改善。 | | |
| 4. 申し出の時期 | 2024年7末日まで | | |



以上

令和5年度 山梨地方最低賃金審議会関係開催状況

会議名称等	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
山梨地方最低賃金審議会	7月5日 ○会長及び会長代理の選出 ○運営小委員会の委員の指名 ○山梨県最低賃金の改正決定の諮問 ○山梨県最低賃金専門部会の設置 ○特定最低賃金検討委員会の選出 ○今後の審議日程について	8月2日 ○令和5年度目安について(伝達) ○賃金実態調査結果について ○労使からの意見聴取結果について ○特定最低賃金(電気、自動車)改正決定の必要性有無の諮問 ○今後の審議日程について	8月7日 ○山梨県最低賃金の改正決定の答申 ○今後の審議日程について	8月23日 ○審議会の意見(県最賃答申)に関する異議申出について(諮問・答申) ○特定最低賃金(電気、自動車)改正決定の必要性有無の答申 ○特定最低賃金(電気、自動車)改正決定の諮問 ○特定最低賃金(電気、自動車)専門部会の設置 ○特定最低賃金専門部会専決の決議	3月13日開催予定 ○特定最低賃金(電気、自動車)専門部会審議経過の報告 ○令和6年度最低賃金改正等の推進について ○特定最低賃金改正申出に係る意向表明状況について	
	山梨県最低賃金専門部会	7月21日 ○部長、部会長代理選出 ○山梨県最低賃金改正の審議日程について ○最低賃金等の状況等について(資料説明) ○労使からの意見聴取結果について ○今後の審議の進め方について	8月2日 ○山梨県内の経済、最低賃金を取り巻く状況について(資料説明) ○各側の基本的見解	8月3日 ○改正審議	8月4日 ○改正審議(結審) ※全会一致	
特定最低賃金検討委員会	8月22日 ○特定最低賃金(電気、自動車)改正の必要性の審議					
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会	10月3日 (合同専門部会) ○部長、部会長代理選出 ○特定最低賃金改正の審議日程について ○特定最低賃金の状況等について(資料説明) ○各側の基本的見解	10月13日 ○改正審議	10月17日 ○改正審議(結審) ※全会一致 ○特定最低賃金(電気)の改正決定の答申			
	自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会	10月11日 ○改正審議(結審) ※全会一致 ○特定最低賃金(自動車)の改正決定の答申				
運営小委員会	3月13日開催予定 ○令和6年度最低賃金改正等の推進について					

山梨県地域別及び特定(産業別)最低賃金額等の推移

山梨労働局

産業	項目	年度												令和 4年	令和 3年	令和 2年	令和 元年	令和 5年						
		平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年						平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	
1	山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	金額(円)	647	647	648	651	655	665	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	866	898	938	
		時間 引上額(円)	0	0	1	3	4	10	11	11	1	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	28	32	40
		引上率(%)	0.00	0.00	0.15	0.46	0.61	1.53	1.65	1.65	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	3.34	3.70	4.45
2	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業 (新設:昭和63年)	金額(円)	752	753	754	757	761	770	779	782	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	934	959	997	
		時間 引上額(円)	1	1	1	3	4	9	9	9	3	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	20	25	38
		引上率(%)	0.13	0.13	0.13	0.40	0.53	1.18	1.17	1.17	0.39	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	2.19	2.68	3.96
3	自動車・同附属品 製造業 (新設:平成元年)	金額(円)	758	759	760	764	768	778	788	791	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	938	961	971	
		時間 引上額(円)	1	1	1	4	4	10	10	3	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	19	23	10	
		引上率(%)	0.13	0.13	0.13	0.53	0.52	1.30	1.29	0.38	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	2.07	2.45	1.04	

※ 2の産業については、平成19年までは「電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、平成20年からは「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に変更となった。

令和5年度 地域別最低賃金の改定状況

ランク	都道府県	発効日	最低賃金額	引上げ額	格差 (東京=100)	引上げ率
A	東京	R5. 10. 1	1,113	41	100.0	3.82%
A	神奈川	R5. 10. 1	1,112	41	99.9	3.83%
A	大阪	R5. 10. 1	1,064	41	95.6	4.01%
A	埼玉	R5. 10. 1	1,028	41	92.4	4.15%
A	愛知	R5. 10. 1	1,027	41	92.3	4.16%
A	千葉	R5. 10. 1	1,026	42	92.2	4.27%
B	京都	R5. 10. 6	1,008	40	90.6	4.13%
B	兵庫	R5. 10. 1	1,001	41	89.9	4.27%
B	静岡	R5. 10. 1	984	40	88.4	4.24%
B	三重	R5. 10. 1	973	40	87.4	4.29%
B	広島	R5. 10. 1	970	40	87.2	4.30%
B	滋賀	R5. 10. 1	967	40	86.9	4.31%
B	北海道	R5. 10. 1	960	40	86.3	4.35%
B	栃木	R5. 10. 1	954	41	85.7	4.49%
B	茨城	R5. 10. 1	953	42	85.6	4.61%
B	岐阜	R5. 10. 1	950	40	85.4	4.40%
B	富山	R5. 10. 1	948	40	85.2	4.41%
B	長野	R5. 10. 1	948	40	85.2	4.41%
B	福岡	R5. 10. 6	941	41	84.5	4.56%
B	山梨	R5. 10. 1	938	40	84.3	4.45%
B	奈良	R5. 10. 1	936	40	84.1	4.46%
B	群馬	R5. 10. 5	935	40	84.0	4.47%
B	石川	R5. 10. 4	933	42	83.8	4.71%
B	岡山	R5. 10. 1	932	40	83.7	4.48%
B	福井	R5. 10. 1	931	43	83.6	4.84%
B	新潟	R5. 10. 1	931	41	83.6	4.61%
B	和歌山	R5. 10. 1	929	40	83.5	4.50%
B	山口	R5. 10. 1	928	40	83.4	4.50%
B	宮城	R5. 10. 1	923	40	82.9	4.53%
B	香川	R5. 10. 1	918	40	82.5	4.56%
B	島根	R5. 10. 6	904	47	81.2	5.48%
B	福島	R5. 10. 1	900	42	80.9	4.90%
C	山形	R5. 10. 14	900	46	80.9	5.39%
C	佐賀	R5. 10. 14	900	47	80.9	5.51%
C	鳥取	R5. 10. 5	900	46	80.9	5.39%
C	大分	R5. 10. 6	899	45	80.8	5.27%
C	熊本	R5. 10. 8	898	45	80.7	5.28%
C	長崎	R5. 10. 13	898	45	80.7	5.28%
C	青森	R5. 10. 7	898	45	80.7	5.28%
B	愛媛	R5. 10. 6	897	44	80.6	5.16%
C	高知	R5. 10. 8	897	44	80.6	5.16%
C	秋田	R5. 10. 1	897	44	80.6	5.16%
C	鹿児島	R5. 10. 6	897	44	80.6	5.16%
C	宮崎	R5. 10. 6	897	44	80.6	5.16%
B	徳島	R5. 10. 1	896	41	80.5	4.80%
C	沖縄	R5. 10. 8	896	43	80.5	5.04%
C	岩手	R5. 10. 4	893	39	80.2	4.57%
全国加重平均		-	1,004	-	-	-

令和5年度 電気機械器具製造業最低賃金の改定状況

ランク	都道府県	地域別最低賃金(R05)				電気機械器具製造業最低賃金(R05)						
		時間額 (円)	格差 (東京 =100)	引上額 (円) B	引上率 (%)	R4金額 (円)	改定額 (円)	格差 (大阪 =100)	引上額 (円) A	引上率 (%)	効力発生日	R4の引 上額
A	東京	1113	100.0	41	3.82	-	-					
A	神奈川	1112	99.9	41	3.83	-	-					
A	大阪	1064	95.6	41	4.01	994	1,068	100.0	+74	7.44	R5/12/01	±0
A	埼玉	1028	92.4	41	4.15	1013	1,055	98.8	+42	4.15	R5/12/01	+32
A	愛知	1027	92.3	41	4.16	901	改正の必要性なし					
A	千葉	1026	92.2	42	4.27	1013	1,055	98.8	+42	4.15	R5/12/25	+32
B	京都	1008	90.6	40	4.13	986	1,025	96.0	+39	3.96	R6/02/04	+29
B	兵庫	1001	89.9	41	4.27	961	1,002	93.8	+41	4.27	R5/12/01	+31
B	静岡	984	88.4	40	4.24	964	997	93.4	+33	3.42	R5/12/21	+25
B	三重	973	87.4	40	4.29	952	987	92.4	+35	3.68	R5/12/21	+25
B	広島	970	87.2	40	4.30	953	995	93.2	+42	4.41	R5/12/31	+29
B	滋賀	967	86.9	40	4.31	965	1,003	93.9	+38	3.94	R5/12/31	+26
B	北海道	960	86.3	40	4.35	955	997	93.4	+42	4.40	R5/12/01	+31
B	栃木	954	85.7	41	4.49	971	1,008	94.4	+37	3.81	R5/12/31	+31
B	茨城	953	85.6	42	4.61	961	1,002	93.8	+41	4.27	R5/12/31	+29
B	岐阜	950	85.4	40	4.40	929	965	90.4	+36	3.88	R5/12/21	+22
B	富山	948	85.2	40	4.41	910	951	89.0	+41	4.51	R5/12/24	+31
B	長野	948	85.2	40	4.41	945	983	92.0	+38	4.02	R5/12/24	+29
B	福岡	941	84.5	41	4.56	977	1,019	95.4	+42	4.30	R5/12/10	+30
B	山梨	938	84.3	40	4.45	959	997	93.4	+38	3.96	R5/12/16	+25
B	奈良	936	84.1	40	4.46	891	改正の必要性なし					
B	群馬	935	84.0	40	4.47	965	1,006	94.2	+41	4.25	R5/12/29	+30
B	石川	933	83.8	42	4.71	923	963	90.2	+40	4.33	R5/12/31	+27
B	岡山	932	83.7	40	4.48	932	974	91.2	+42	4.51	R5/12/21	+28
B	福井	931	83.6	43	4.84	857	改正の必要性なし					
B	新潟	931	83.6	41	4.61	965	1,005	94.1	+40	4.15	R5/12/27	+29
B	和歌山	929	83.5	40	4.50	-	-					-
B	山口	928	83.4	40	4.50	948	986	92.3	+38	4.01	R5/12/15	+27
B	宮城	923	82.9	40	4.53	919	959	89.8	+40	4.35	R5/12/15	+29
B	香川	918	82.5	40	4.56	942	982	92.0	+40	4.25	R5/12/15	+29
B	島根	904	81.2	47	5.48	882	929	87.0	+47	5.33	R5/12/10	+29
B	福島	900	80.9	42	4.90	880	改正の必要性なし					+24
C	山形	900	80.9	46	5.39	903	945	88.5	+42	4.65	R5/12/25	+31
C	佐賀	900	80.9	47	5.51	900	943	88.3	+43	4.78	R5/12/29	+33
C	鳥取	900	80.9	46	5.39	859	906	84.8	+47	5.47	R5/12/17	+34
C	大分	899	80.8	45	5.27	896	941	88.1	+45	5.02	R5/12/25	+16
C	熊本	898	80.7	45	5.28	896	940	88.0	+44	4.91	R5/12/15	+33
C	長崎	898	80.7	45	5.28	864	改正の必要性なし					+33
C	青森	898	80.7	45	5.28	888	927	86.8	+39	4.39	R6/01/19	+29
B	愛媛	897	80.6	44	5.16	947	987	92.4	+40	4.22	R5/12/25	+26
C	高知	897	80.6	44	5.16	793	改正の必要性なし					
C	秋田	897	80.6	44	5.16	891	930	87.1	+39	4.38	R5/12/24	+30
C	鹿児島	897	80.6	44	5.16	842	改正の必要性なし					
C	宮崎	897	80.6	44	5.16	831	改正の必要性なし					
B	徳島	896	80.5	41	4.80	942	983	92.0	+41	4.35	R5/12/21	+31
C	沖縄	896	80.5	43	5.04	-	-					-
C	岩手	893	80.2	39	4.57	877	917	85.9	+40	4.56	R5/12/30	+30

令和5年度 輸送用機械器具製造業最低賃金の改定状況

ランク	自動車	都道府県	地域別最低賃金(R05)			輸送用機械器具製造業最低賃金(R05)							
			時間額(円)	格差(東京=100)	引上額(円)(B)	引上率(%)	現行額(円)	改正額(円)	格差(兵庫=100)	引上額(円)(A)	引上率(%)	効力発生日	R4の引上額
A		東京	1,113	100.0	41	3.82	-	-	-	-	-		-
A		神奈川	1,112	99.9	41	3.83	-	-	-	-	-		-
A	自	大阪	1,064	95.6	41	4.01	998	1,068	99.3	+70	7.01	R5/12/01	
A		埼玉	1,028	92.4	41	4.15	1,013	1,055	98.1	+42	4.15	R5/12/01	+23
A		愛知	1,027	92.3	41	4.16	997	1,028	95.6	+31	3.11	R5/12/16	+21
A		千葉	1,026	92.2	42	4.27	-	-	-	-	-		-
B		京都	1,008	90.6	40	4.13	993	1,028	95.6	+35	3.52	R6/02/04	+25
B		兵庫	1,001	89.9	41	4.27	1,034	1,075	100.0	+41	3.97	R5/12/01	+32
B		静岡	984	88.4	40	4.24	995	1,028	95.6	+33	3.32	R5/12/21	+25
B		三重	973	87.4	40	4.29	987	1,022	95.1	+35	3.55	R5/12/21	+25
B	自	広島	970	87.2	40	4.30	964	998	92.8	+34	3.53	R5/12/31	+26
B		滋賀	967	86.9	40	4.31	981	1,016	94.5	+35	3.57	R5/12/31	+24
B		北海道	960	86.3	40	4.35	948	990	92.1	+42	4.43	R5/12/01	+31
B	自	栃木	954	85.7	41	4.49	978	1,016	94.5	+38	3.89	R5/12/31	+31
B		茨城	953	85.6	42	4.61	-	-	-	-	-		-
B	自	岐阜	950	85.4	40	4.40	972	1,005	93.5	+33	3.40	R5/12/21	+21
B		富山	948	85.2	40	4.41	960	995	92.6	+35	3.65	R5/12/20	+26
B		長野	948	85.2	40	4.41	956	994	92.5	+38	3.97	R5/12/20	+29
B		福岡	941	84.6	41	4.56	987	1,029	95.7	+42	4.26	R5/12/10	+30
B	自	山梨	938	84.3	40	4.45	961	971	90.3	+10	1.04	R5/12/10	+23
B		奈良	936	84.1	40	4.46	-	-	-	-	-		-
B		群馬	935	84.0	40	4.47	965	1,006	93.6	+41	4.25	R5/12/19	+30
B		石川	933	83.8	42	4.71	971	1,000	93.0	+29	2.99	R5/12/31	+25
B	自	岡山	932	83.7	40	4.48	956	991	92.2	+35	3.66	R5/12/15	+20
B		福井	931	83.7	43	4.84	-	-	-	-	-		-
B		新潟	931	83.7	41	4.61	-	-	-	-	-		-
B		和歌山	929	83.5	40	4.50	-	-	-	-	-		-
B		山口	928	83.4	40	4.50	985	1,036	96.4	+51	5.18	R5/12/15	+20
B		宮城	923	82.9	40	4.53	-	-	-	-	-		-
B		香川	918	82.5	40	4.56	1,003	1,041	96.8	+38	3.79	R6/01/03	+23
B	自	島根	904	81.2	47	5.48	951	970	90.2	+19	2.00	R5/12/15	+32
B		福島	900	80.9	42	4.90	916	954	88.7	+38	4.15	R5/12/28	+26
C	自	山形	900	80.9	46	5.39	919	961	89.4	+42	4.57	R5/12/25	+31
C		佐賀	900	80.9	47	5.51	-	-	-	-	-		-
C		鳥取	900	80.9	46	5.39	-	-	-	-	-		-
C		大分	899	80.8	45	5.27	916	951	88.5	+35	3.82	R5/12/25	+22
C		熊本	898	80.7	45	5.28	931	965	89.8	+34	3.65	R5/12/15	+29
C		長崎	898	80.7	45	5.28	875	改正の必要性なし					
C		青森	898	80.7	45	5.28	-	-	-	-	-		-
B		愛媛	897	80.6	44	5.16	985	1,015	94.4	+30	3.05	R5/12/25	+23
C		高知	897	80.6	44	5.16	-	-	-	-	-		-
C	自	秋田	897	80.6	44	5.16	938	961	89.4	+23	2.45	R5/12/24	+31
C		鹿児島	897	80.6	44	5.16	-	-	-	-	-		-
C		宮崎	897	80.6	44	5.16	-	-	-	-	-		-
B		徳島	896	80.5	41	4.80	-	-	-	-	-		-
C		沖縄	896	80.5	43	5.04	-	-	-	-	-		-
C		岩手	893	80.2	39	4.57	-	-	-	-	-		-

山梨労働局

局長 高西 盛登 様
山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 様山梨県労働組合総
議長
甲府市德行4-3

最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める要請

貴職におかれましては、最低賃金の引き上げで、県内労働者の暮らし改善のために日々ご尽力いただいていることに感謝を申し上げますとともに敬意を表します。

昨年から続いている物価の高騰が、山梨県民の生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況が冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国（全体の3%、2013年）のみです。米国は州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律最低賃金制です。日本も批准するILO最低賃金決定制度勧告（第30号、1928）が「同価値労働に対する男女の同一報酬の原則」と「労働者が適切な生活水準を維持しえるように考慮する」ことを規定しているのは当然のことです。

16年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりに大きく、実現には様々なハードルがあるのも事実です。しかし、私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、相応の財政捻出する決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による抜本的な中小・零細企業支援の強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを強く要望します。2024年の最低賃金改定にあたり以下の項目につきまして、貴職のご尽力及び上部機関への働きかけをお願いします。

1. 最低賃金法を全国一律制度に改正するよう、上部機関に働きかけること。
2. 労働者の生活を支えるため、山梨県の最低賃金を「時間額1500円以上」に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小・零細企業への支援策を抜本的に拡充・強化するよう上部機関に働きかけること。
4. 審議会の労働者側委員に、県内各労働団体からバランスよく選出すること。
5. 山梨地方最低賃金審議会を全て公開審議にし、要望のある組織から意見陳述を認めること。

